



ご存じですか？ 子どもの医療費、無料ではありません

適用給付担当

044(520)7825

Knj-kyufu-QA@ml.toshiba.co.jp

子どもの医療費は、おおむね自己負担が軽減されており、お住まいの自治体がすべて負担しているイメージがあるかもしれませんが、実は、そうではありません。子どもの医療費も大人と同様、その多くを健保組合が負担しています。

「子どもは無料だから」「安いから」と、家族が受診したついでにちょっと診てもらってお薬を…といった受診行動は医療費全体を増大させる原因の一つでもあります。

無料の場合は領収書の発行がなく、コスト意識を持ちづらい子どもの医療費、どうなっているのでしょうか。

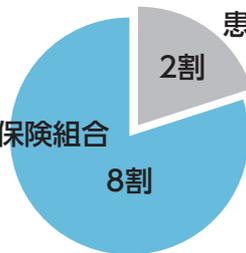
子どもの医療費の負担先

医療機関や薬局の窓口で支払いがなくても、かかる医療費・薬剤費の8割(もしくは7割)は、当健保が負担しています。当健保の負担 = 皆さんが納めている健康保険料です。

0歳から小学校入学前の子どもの医療費の負担先

被保険者と事業主が納める健康保険料

東芝健康保険組合



患者 ← 助成※ 自治体
税金

意外と知られていないかも…。



小学校入学後から、患者3割・東芝健保7割の負担割合

※すべての都道府県および市区町村が乳幼児などにかかる医療費の助成を実施していますが、対象年齢や補助の額・内容はそれぞれ異なります。

乳幼児の時間外加算は大人より割高

病院などの受診の時間帯によって医療費に加算が発生します*。さらに6歳未満の子どもの場合、加算額が大人よりも高額に設定されています。

<割増料金表(6歳未満の場合)> 表示金額は10割、()内は6歳以上

基本料	診療時間内の受診			診療時間外の受診		
	-乳幼児加算-	-夜間・早朝等加算-	-時間外加算-	-休日加算-	-深夜加算-	
	6歳未満の診療に対する加算 *時間外・休日・深夜いずれかの加算があるときは算定しない	診療時間内でも夜間・早朝の時間帯の受診にかかる加算	医療機関の診療時間外の受診にかかる加算	休日(日曜・祝日)の受診にかかる加算	深夜(22時~6時)の受診にかかる加算	
初診	2,880円 (2,880円)	+750円 (なし)	+500円 (+500円)	+2,000円 (+850円)	+3,650円 (+2,500円)	+6,950円 (+4,800円)
再診	730円 (730円)	+380円 (なし)	+500円 (+500円)	+1,350円 (+650円)	+2,600円 (+1,900円)	+5,900円 (+4,200円)

※時間外診療に関する詳細については、Kenpo Information No.239(2021年1月号)または東芝健保ホームページ「けんぽNET」トップページ [健康情報](#) ➡ [健康お役立ち情報](#) ➡ (2021.1.20更新) [ご存じですか？ 病院などの受診の時間帯により医療費が変わります！](#) (PDF 166KB) をご覧ください。

覚えておきたい#8000

休日・夜間などで、子どもの症状についてどう対処したらよいのか、受診をした方がよいのか迷ったときに、電話で相談することができます。全国统一の短縮番号「#8000」をプッシュすることで、住んでいる都道府県の相談窓口へ自動転送され、小児科医・看護師から子どもの症状に応じたアドバイスを受けられます。詳しくは厚生労働省のホームページ内子ども医療でんわ相談#8000をご覧ください。

ジェネリック医薬品の利用をご検討ください

ジェネリック医薬品は、子どもにとって飲みやすい形状や味、使用感などに工夫がされているお薬がたくさんあり、薬価は新薬のおおよそ2~7割程度と低く設定されています。ご検討の際は、医師・薬剤師にご相談ください。

ジェネリック医薬品について詳しくは、[日本ジェネリック製薬協会のホームページ](#)をご覧ください。トップページより[もっと見る]を開くと大人も子どもも楽しめるコンテンツが掲載されています。